

第106回 ダブルスリーグ卓球大会

メール受付実施

主催 新日本スポーツ連盟 神奈川県連盟
 主管 新日本スポーツ連盟 神奈川卓球協議会
 後援 神奈川県教育委員会

必ず9時20分までに受付を済ませてください!!!

日時 2024年4月22日(月) 9時00分開場、9時30分開会式
 会場 秩父宮記念体育館 (JR東海道線、小田急江ノ島線 『藤沢』駅下車。 徒歩10分)

種目 男子、女子ダブルス(男子の部にミックスで参加も可)
 申込区分 2015年2月28日改訂のダブルスリーグ規則による。(裏面 改定 ダブルスリーグ規則参照)
 ①従来からの参加者は過去の実績によります。
 ②初参加の方は裏面の改定ダブルスリーグ規則を参考に自己申告で特点を申告して下さい。
 但し主催者が特点を調整することがあります。

参加資格 どなたでも参加できます。
 定員 200組
 優先順位 ①神奈川卓球協議会加盟員同士のペア②加盟員と非加盟員のペア③非加盟員同士の順
 競技方法 持点制による6~8組のリーグ戦のみ。 *表彰 ブロック1位、2位
 使用球 Nittaku 3スタープレミアムクリーン
 ルール 現行の日本卓球ルールに準じます。規定のユニフォームを着用して下さい。
 申込方法 往復はがきかメールにてお申し込み下さい。

メール受付を実施致します。ホームページに申込書が記載されていますのでエクセルの参加申込書に記入後メールに添付してお申し込み下さい。

宛先 神奈川卓球協議会:<kanatakuwmatch@gmail.com>
 尚、携帯電話、スマートフォンからのメール申込も受け付けておりますが件名に必ず
 "第〇〇回ダブルスリーグ参加申込"として下さい。添付ができない場合は本文に参加者の詳細をご記入後お申し込みください。お問い合わせのみの方はメールの件名に<お問合せ>と明記をお願いします。

参加費 1人: スポーツ連盟加盟者、高校生までは1,000円、非加盟者は1,300円
 「返信」には連絡先の〒、住所、氏名 を必ず書いてください。

切り取り線

申込期間 3月12日~3月22日迄の
 消印有効

申込期間前及び書類不備の場合
 参加できないことがあります。

申込先 〒221-0045
 横浜市神奈川区神奈川2-14-16
 トーリクビル 3F
 新日本スポーツ連盟 神奈川卓球協議会
 ダブルスリーグ係

参加費振込 「参加受付」の返信が届いてから
 振り込んで下さい。

*棄権の場合は早めにご連絡ください。

問合せ先 TEL. 090-2734-5447 藤原
 kanatakuwmatch@gmail.com

*当日スタッフ(台出し、後片付け)募集
 約5名、8:30集合。

弁当あり、協力できる方はスの欄に○印を記入下さい。

*自然災害等、主催者都合以外で大会中止の場合は、
 参加費の返還は致しません。
 (経費を差し引き災害被災地支援にまわします。)

第106回 ダブルスリーグ 4月22日 申込書						
クラブ名						地域
連絡者名						
住所	〒					
TEL.						
	選手名	男・女	加・非	初参加	クラブ名	ス
1		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
2		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
3		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
4		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
5		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
6		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
7		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
8		男・女	加・非	点		ス
			加・非	点		ス
参加費		加盟者	1,000円 ×	名		円
		非加盟者	1,300円 ×	名		円
		計				円

ダブルスリーグ規則

2015. 02. 28改定

- 1・6～8ペアチームによるリーグ戦を基本とする。
- 2・クラスは持ち点制とし男子、女子とも持点の高い方から1ブロックとする。
- 3・ダブルスリーグに初めての参加の方は自己申告で基準持点を申告することとする。
尚、主催者側で基準持点は調整することもあります。

初参加申込点数	
基準持点	初参加の目安
600点以上	上級
400点～500点	中級
200点～300点	初級及び初心者

(運用で下限を設ける)
(ペアが変わった場合は新規とみなす)

4・持ち点の計算方法

ブロック内1勝につき10点加算、1敗につき10点減点。

例(6勝0敗は+60点、3勝3敗は±0点、0勝6敗は-60点)

5・同勝敗の場合の順位決定方法(2ペアの場合でも対戦勝者ではありません)

- 1)すべての試合のゲーム率による
- 2)ゲーム率が同じ場合は両者を同順位とする。

6・この規則は改良、変更することがある。